

令和 5 年度社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会の一般指導監査の実施結果について

福祉部 福祉総務課

綾瀬市は、社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会に対して、社会福祉法第 5 6 条に基づき、一般指導監査を実施しましたが、定款等に抵触する事項が認められたため、令和 6 年 1 月 9 日付けで社会福祉法人監査実施要綱に基づく文書指摘を実施しました。

1 監査対象法人

社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会（所在地：綾瀬市深谷中 4－7－10）

2 監査実施日

令和 5 年 1 2 月 2 5 日（月）

3 監査種別

定期指導監査

4 指導監査の結果

文書指摘の内容	改善状況
ボランティア活動保険の申込代行業務の不正防止対策に不備が見受けられたことから、速やかに改善すること。	改善済
団体事務の資金管理について、収入伝票の決裁が適正に行われていないものが見受けられたことから、速やかに改善すること。	改善済
評議員及び役員の選任手続にあたり、暴力団等の反社会的勢力の者ではないことの確認を口頭のみで行っているものが見受けられたことから、速やかに改善すること。	改善済
適正な決裁区分により処理が行われていない会計伝票が見受けられたことから、速やかに改善すること。	改善済
適正な請求の前に作成されている会計伝票が見受けられることから、速やかに改善すること。	改善済
適正な証憑書類に基づかず作成されている会計伝票が見受けられることから、速やかに改善すること。	改善済